

判決年月日	平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 8 年（行ケ）第 1 0 2 2 7 号		
○ 本願発明の「アスナロ又はその抽出物を有効成分とするシワ形成抑制剤」は引用発明の「アスナロ抽出物を有効成分とする美白化粧品組成物」と同一であるとして発明の新規性を否定した審決が「シワ形成抑制」という用途は「美白化粧品組成物」とは異なる新たな用途を提供したといえることができるとして取り消された事例			

（関連条文） 特許法２９条１項３号

本件は，原告が，名称を「シワ形成抑制剤」とする発明について特許出願をしたところ，特許庁から拒絶査定を受け，これを不服として審判請求をしたが，「アスナロ又はその抽出物を有効成分とするシワ形成抑制剤」（本願発明）は「アスナロ抽出物を有効成分とする美白化粧品組成物」（引用発明）と同一であるとして請求不成立の審決を受けたので，その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は，次のとおり判示するなどして，原告の請求を認容したものである。

「『シワ』は，現象もそれが生ずる機序も，『皮膚の黒化，又はシミ，ソバカス等の色素沈着』とは異なり，また，美白効果を主に訴求する化粧品，とシワ，タルミなど老化防止を主に訴求する化粧品は，製品としても異なるものと認識されていたところ，引用発明は，色素細胞を白色化して，紫外線による皮膚の黒化若しくは色素沈着を消失させ又は予防する美白化粧品組成物であるから，当業者が，本願出願当時，引用発明につき，「シワ」についても効果があると認識する余地はなかったものと認められる。」

「本願発明の『シワ形成抑制』という用途は，引用発明の『美白化粧品組成物』とは異なる新たな用途を提供したといえることができる。」